

社援基発0124第1号

平成29年1月24日

(最終改正：令和8年3月10日)

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
(公 印 省 略)

「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に基づく別に定める単価等について

「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」（平成29年1月24日付け雇児発0124第1号、社援発0124第1号、老発0124第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）については、本日付け公布されたところであるが、当該通知の別添「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に規定する別に定める単価等を下記のとおり定め、平成29年4月1日より適用することとしたので、御了知の上、管内市区町村及び社会福祉法人等関係各方面に周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県及び市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添える。

記

1. 「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」（以下「事務処理基準」という。）の3の（5）の③の規定に基づき、別に通知する建設工事費デフレーターによる上昇率については、別表に掲げるとおりとするとともに、別に定める1㎡当たりの建設等単価については、370,000円とする。

2. 事務処理基準の3の(5)の④の規定に基づき、一般的な自己資金比率として、別に定める割合については、27%とする。
3. 事務処理基準の3の(5)の⑤の規定に基づき、大規模修繕に必要な費用として、別に定める割合については、23%とする。

(別表)

年度	建設工事費デフレーター（建設総合指数）	2024年と比較した伸び率
1960 以前	18.8	6.856
1961	20.8	6.197
1962	21.2	6.080
1963	21.8	5.913
1964	22.8	5.654
1965	23.5	5.485
1966	25.2	5.115
1967	26.7	4.828
1968	27.7	4.653
1969	29.4	4.384
1970	31.3	4.118
1971	31.7	4.066
1972	34.6	3.725
1973	43.7	2.950
1974	51.8	2.488
1975	52.4	2.460
1976	56.8	2.269
1977	59.2	2.177
1978	62.4	2.066
1979	69.2	1.863
1980	75.4	1.710
1981	75.7	1.703
1982	75.9	1.698
1983	75.9	1.698
1984	77.6	1.661
1985	77.2	1.670
1986	76.7	1.681
1987	78.1	1.650
1988	79.6	1.619
1989	83.8	1.538
1990	86.7	1.487

1991	88.9	1.450
1992	90.1	1.431
1993	90.6	1.423
1994	90.9	1.418
1995	91.0	1.416
1996	91.2	1.413
1997	91.9	1.403
1998	90.2	1.429
1999	89.3	1.443
2000	89.5	1.440
2001	88.0	1.465
2002	87.1	1.480
2003	87.6	1.471
2004	88.6	1.455
2005	89.7	1.437
2006	91.5	1.409
2007	93.8	1.374
2008	96.8	1.332
2009	93.4	1.380
2010	93.5	1.379
2011	94.7	1.361
2012	94.1	1.370
2013	96.5	1.336
2014	99.8	1.292
2015	100.0	1.289
2016	100.3	1.285
2017	102.3	1.260
2018	105.6	1.221
2019	108.0	1.194
2020	108.0	1.194
2021	113.3	1.138
2022	120.3	1.071
2023	123.4	1.045
2024 年以降	128.9	1.000

(例) 2000 年度に建設した建物の建設単価等上昇率は、1.440 となる。